

静岡県告示第161号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施する。

令和5年3月17日

静岡県知事 川勝平太

1 実施の対象となる疾病、目的、実施区域、家畜の種類・範囲、実施の期日及び検査の方法

対象疾病	目的	実施区域	家畜の種類・範囲	実施の期日	検査の方法
牛のヨーネ病	発生 予防	沼津市、御殿場市、 小山町、富士宮市 （家畜保健衛生所長 が指定する区域に限 る。）、函南町（家畜 保健衛生所長が指定 する区域に限る。）、 伊豆市（家畜保健衛 生所長が指定する区 域に限る。）、島田 市、焼津市、浜松市 （家畜保健衛生所長 が指定する区域に限 る。）、掛川市（家畜 保健衛生所長が指定 する区域に限る。）	次のいずれかに該当する生後 180日齢以上の牛、又は家畜保 健衛生所長が必要と認める牛 1 搾乳の用に供し、又は供す る目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供 する目的で飼育している雄牛 3 前2項の牛と同一の施設内 で飼育している牛	令和5年4月1 日から令和6年 3月31日までの 期間において、 当該区域を管轄 する家畜保健衛 生所長が指定す る日	予備的抗体 検出法によ る検査、遺 伝子検査、 ヨーニン検 査
		上記区域を除く県下 全域	家畜保健衛生所長が必要と認 める牛		
牛の伝達性海 綿状脳症	発生 予防	県下全域	牛海綿状脳症対策特別措置法 第6条第1項に基づく届出の対 象となる牛、ただし同法同条第 2項ただし書きに該当する場合 を除く、又は家畜保健衛生所長 が必要と認める牛	令和5年4月1 日から令和6年 3月31日までの 期間	家畜伝染病 予防法施行 規則第9条 第2項に定 める方法に よる検査
めん羊及び山 羊の伝達性海 綿状脳症	発生 予防	県下全域	18か月齢以上で死亡しためん 羊又は山羊	令和5年4月1 日から令和6年 3月31日までの 期間	家畜伝染病 予防法施行 規則第9条 第2項に定 める方法に よる検査

腐蛆病	発生 予防	県下全域	養蜂振興法の規定により蜜蜂の飼育の届出を行った者が飼育する蜂群（ただし、反復利用可能な蜂房（巣礎または巣脾を備えた可動式巣板）を用いずに飼育される蜜蜂を除く。）、又は家畜保健衛生所長が必要と認める蜂群	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	臨床検査及び細菌学的検査
豚のオーエスキー病	発生 予防	県下全域	次のいずれかに該当する豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚 2 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚 3 肉用に供し、又は供する目的で飼育している豚	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	ラテックス凝集反応又は酵素免疫測定法及び間接蛍光抗体法又は中和試験による検査
豚熱	発生 予防	県下全域	豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく調査対象となり、家畜保健衛生所長が必要と認める豚、又は飼育しているいのしし	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	酵素免疫測定法による検査又は中和試験
牛のアカバネ病	発生 予察	県下全域	越夏していない牛、又は当年4月末時点で抗体陰性の牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認める牛	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	中和試験による検査

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	発生予察	県下全域	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づくモニタリングの対象となる家きん	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	酵素免疫測定法による検査、寒天ゲル内沈降反応検査、ウイルス学的検査
----------------------------	------	------	--------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------	-----------------------------------

2 その他

牛の伝達性海綿状脳症、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、牛のアカバネ病、豚のオーエスキー病、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査については、静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）及び静岡県畜産関係使用料及び手数料条例（昭和33年静岡県条例第11号）の規定による手数料は徴収しない。

実施の細部については、当該地域を管轄する家畜保健衛生所長の指示による。